

受益者負担の適正化指針

～公共施設等の利用者負担の考え方について～

平成27年11月

佐世保市

目次

1.	はじめに	- 1 -
2.	受益者負担の適正化に係る取組み経過	- 3 -
3.	適正化の対象	- 3 -
4.	受益者負担に対する基本的な考え方	- 4 -
(1)	原価計算方式に基づく費用（コスト）の明確化	- 4 -
(2)	サービスの性質による受益者負担割合の設定	- 4 -
(3)	減免基準の明確化	- 4 -
(4)	類似施設間での格差解消	- 4 -
(5)	定期的な検証と見直し	- 5 -
(6)	その他考慮すべき事項	- 5 -
5.	受益者負担の算定方式	- 8 -
(1)	受益者負担額の算定イメージ	- 8 -
(2)	料金原価の対象費用	- 8 -
(3)	料金原価の対象外費用	- 10 -
(4)	控除財源の取扱い	- 10 -
(5)	受益者負担の算定方法	- 11 -
6.	受益者負担の負担割合	- 13 -
(1)	公の施設の利用料等（使用料）	- 13 -
(2)	公の役務の提供（手数料）	- 13 -
(3)	その他の実費負担金	- 14 -
7.	減免規定の見直し	- 18 -
(1)	使用料の共通基準	- 18 -
(2)	手数料の共通基準	- 19 -
8.	受益者負担の割合及びサービスの類型（代表的な施設）	- 20 -
9.	用語集	- 21 -

1. はじめに

本市では、行財政改革のひとつとして、負担とサービスの関係見直について検討を行ってきました。中期財政計画では、少子高齢化等に伴う税収減や社会保障費の増などの要因で、内部努力を続けたとしても、将来に向けて現在の行政サービスレベルが維持できないという状況にあります。

受益者負担の見直しは、現在のサービスレベルを継続していくため、市民の皆さんに負担とサービスの関係についてご協力いただくことでもあり、その見直しのひとつとして、まず使用料等について考え方を整理し、統一的な指針を作成して見直しを行うものです。

これまで、教育文化施設やコミュニティー施設、スポーツ施設など多くの公共施設の整備を進め、住民福祉の向上を図ってきました。また、市の施設を利用する場合や、証明書、営業許可書等を受ける場合などには、使用料や手数料という形で料金の一部をご負担いただいています。これは、施設運営や行政サービスには、すべてコスト(経費)がかかるため、これらのコストは、利用される市民の皆様からの「使用料」などと、市民の皆様の「税金」でまかなうしくみになっています。

施設等の利用者と未利用者における負担の公平性を保つため、「受益者(利用者)負担」と「公費(市民負担)」の割合について考え方を明確にし、市民の皆様の十分なお理解を得て、利用者に受益(施設利用)の対価として相応の使用料等の負担を求めることが必要と考えています。

この負担割合がおおむね妥当なものとなるよう、利用者負担の考え方を定めるとともに、使用料算定方法の適正化、類似施設間での適正化を図ります。また、施設やサービスを利用する場合に、使用料などが免除、減額される「減免」についても、標準的な扱いを設定します。

市民の間の不公平感をなくし、ひいてはその歳入を使って市民サービスの向上をはかることが、本指針の目的です。

<現状の主な課題>

- ① 公の施設^{*1}の維持管理費は多くを税で負担しています。利用者と未利用者との間で負担の公平性が保たれていません。
- ② 使用料^{*2}の算定方法や見直し時期を定めた統一基準がありません。
- ③ 平成17年度以降の合併に伴い、施設数は倍増しました。同類施設間において、料金が違うものが存在しています。
- ④ 減免に関する統一基準がなく、施設間の格差が生じています。

受益者負担基準見直しのイメージとしては、図1のとおりです。

※1 公の施設

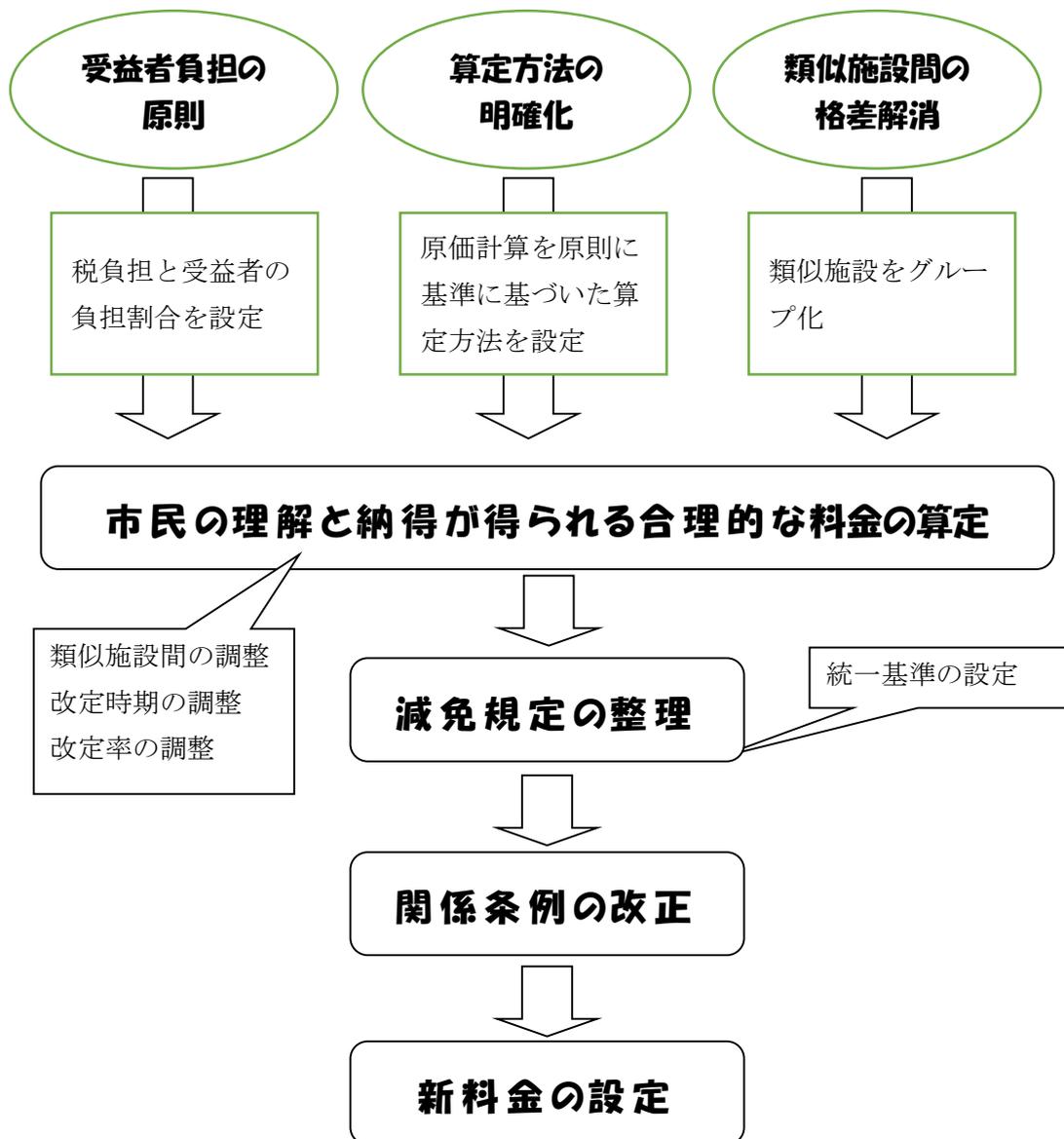
普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（地方自治法第244条）

※2 使用料

普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。（地方自治法第225条）

使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので、公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないことから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とする应考虑すべきであろう。（地方自治法逐条解説より抜粋）

図1 受益者負担基準見直しのイメージ



2. 受益者負担の適正化に係る取組み経過

(1) 行財政改革推進計画

佐世保市行財政改革アクションプラン（19年度から23年度）の重点取り組みとして平成19年度から取り組み、現計画上も、重点取り組み項目の1つとして引き続き取り組みを進めています。

(2) 受益者負担基準適用の試行

平成21年度の高砂駐車場条例制定時、原価計算と受益者負担割合の考え方を導入し、料金設定を行いました。その後、総合教育センターのプラネタリウムや烏帽子スポーツの里ドックランなど、新設またはリニューアルされた施設について、受益者負担基準を試行的に適用してきました。

(3) 受益者負担の適正化指針（案）の策定

これまでの市の取り組みや、先進自治体の取り組み状況等の調査を踏まえ、基本的な考え方や負担割合の基準案を策定し、庁内に設置した受益者負担基準検討ワーキンググループで検討を行いました。

3. 適正化の対象

一般会計及び特別会計、企業会計の使用料・手数料等を対象とします。

ただし、法令により基準額などの定めがある使用料や手数料などは対象外とし、別途検証し見直すこととします。

＜対象外とする使用料、手数料等の主なもの。＞

- ① 法令や国庫補助基準等で基準額等が決められている使用料等（市営住宅使用料、保育所使用料、高齢者福祉センター使用料など）。ただし、市独自の減免措置等を実施している部分を除く。
- ② 法令により使用料を徴収することができない施設（小・中学校、図書館の入館料など¹）。
- ③ 国・県の算定方法や基準に合わせているもの（地方公共団体の手数料の標準に関する政令など）
- ④ 財産価値によって設定しているもの（占用料、目的外使用料など）
- ⑤ 企業会計、収益事業会計が所管している料金（上下水道、交通、病院、市場、港湾、競輪など）²

¹ 行政財産の目的外使用の場合を除きます。

² 企業会計や収益事業会計は独立採算が原則です。地方財政法第6条

4. 受益者負担に対する基本的な考え方

施設等の利用者と未利用者における負担の公平性を保つため、「受益者(利用者)負担」と「公費(市民)負担」の割合について考え方を明確にしたうえで、利用者に受益(施設利用)の対価として相応の使用料等の負担を求めることを原則とします。そのための基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 原価計算方式に基づく費用(コスト)の明確化

受益者負担額の決定に当たっては、市民に納得の得られる合理性や透明性を確保する必要があります。まず、サービスに係る費用を原価計算方式により算出し、これを受益者負担額算出の根拠とします。

(2) サービスの性質による受益者負担割合の設定

市が提供するサービスには、道路や公園など市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスや、民間においても類似のサービスが存在するものまであります。そのため、受益者に一定の負担を求める際には、税負担の公平性や公正性を確保する観点から、サービスを公共性と収益性の観点から分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することとします。

(3) 減免基準の明確化

公益上の必要性や政策の推進、経済的支援を主な目的に、使用料等の減免を行っています。使用料等の減免は、受益者負担の原則を損なうことや、二重補助の問題、行政への依存化傾向の増大、減免の既得権化等の課題があります。

そのため、減免が受益者負担の政策的、特例的措置であることを基本に、目的・必要性を勘案し、真にやむを得ないものに限定するとともに、統一基準を設定します。

(4) 類似施設間での格差解消

スポーツ施設等において、同類施設間やセクション間で格差があります。受益者負担の原則、公平性の観点に基づき、類似機能を持つ施設の負担率は原則として統一します。ただし、地域住民との共助・協働の体制で運営している施設等については、個別調整を行います。

(5) 同種同等の施設の負担均衡

同種同等の施設の負担均衡を図るため、体育館、野球場、運動広場、テニスコート、公民館について、グループ毎の料金設定を行うよう、指針に内容を追加します。なお、グループは、定期的な検証と見直しの期間に合わせて行います。

グループ	体育館、野球場、運動広場
A	公式大会が開催できるレベルの施設
B	管理者が常駐し、一定の管理が出来ている施設
C	鍵の管理等最低限の維持管理の施設

グループ	テニスコート
A	公式大会が開催できるレベルの施設
B	砂入り人工芝コートの施設
C	クレーコートの施設

公民館については、各館の機能差が無い場合、全公民館を1グループとします。

(6) 定期的な検証と見直し

適正な受益者負担基準を確保していくため、経費削減に向けた業務改善努力が必要です。また、費用の変化や社会的、政策的要請等を適切に反映する必要があります。

そのため、受益者負担の検証と見直しを定期的に行う必要があります。この見直し期間は、臨時的に必要なものを除き、概ね3年毎に実施することとします。

(7) その他考慮すべき事項

① 激変緩和措置

基本的な考え方に基づき受益者負担額を算出した結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等の設定をすることとします。

「一定の幅」とは、原則として、現行の使用料等の1.5倍³を超えない範囲とします。なお、次回以降の見直しの際も同様の考え方により急激な変化を避けることとし、最終的には適正な負担額に近づけていくこととします。

② 近隣自治体や民間との均衡

受益者負担額の設定にあたって、民間において提供している同種のサービスと比べ著しく安価である場合、可能な限り市場価格に近づけ、民業を圧迫することがないように配慮するものとします。

³ 平成26年1月の動植物園料金改定事例から、市民料金は1.5倍を限度としました。

一方、著しく高価である場合には、使用料等の均衡を図ると同時に、今後のサービスの提供の在り方について再考するものとします。

また、近隣自治体と著しい格差が生じる場合には、一定の調整を行うことも可能とします。

③ 市外利用者や営利目的利用者等への対応

市民の税金を適切に使用する観点から、市外利用者や営利目的利用者、目的外利用者の受益者負担額については、原則、受益者負担割合が100%になる水準に設定し、適切な負担を求めることとします。

※1 市内・市外利用者の判断基準

市内利用者と認められるケース以外は、全て市外利用者となります。

(a) 個人

当該個人の住民登録地で判断します。⁴

(b) 団体

法人格を有する団体は、本社又は営業所等の拠点が本市に所在するかどうかで判断します。法人格を有しない団体は、主たる事務所所在地で判断します。主たる事務所を有しない団体にあつては、当該団体の代表者の住民登録地で判断します。⁵

(c) その他

市外利用者であっても、施設の利用にあたり市と共催して事業等を実施する場合は、市内利用者としみなします。

※2 営利団体の判断基準

営利団体の判断基準は、催物の内容で判断するのではなく、使用する団体の性質で判断します。経済活動により得た利益を特定人に帰属（分配）させたり、事業拡張のために行っている団体を、営利団体と位置付けます。営利企業（法人）である株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び合同会社は営利団体とします。

また、非営利法人である社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人（NPO法人）、生活協同組合、農業協同組合、労働組合、信用金庫及び信用組合などは非営利団体とします。個人が主催する各種教室については、個人という性質から判断⁶し、非営利団体とします。

⁴ 市内市外の確認は、利用者に証明書などを提示していただくことを基本とします。

⁵ 市内業者と準市内業者までが市内という考え方です。

⁶ 利用者が個人事業主なのか、個人で申し込んだのかを判別するのが難しいためです。

④ 利用時間帯及び曜日による使用料等の格差

原則、利用時間帯及び曜日による使用料等の格差は設けないこととしますが、それぞれの施設における利用実態等を考慮し、設定できるものとします。

⑤ 政策的料金の導入

使用料等や減免について政策的に決定する必要がある場合は、本指針にかかわらず設定できるものとします。⁷

⑥ 経過措置の導入

無料施設について新たに料金を設定する場合は、基本的な考え方に基づき受益者負担額を算出した結果の50%減額とします。

経過措置期間は、定期的な検証と見直しに合わせ、3年とします。

⁷ 政策的料金とは、窓口利用時と機械利用時との間の料金格差など、市の政策上誘導すべき事案がある場合です。減免は、市長の裁量による減免を認めるものですが、必要最小限にとどめることが基本です。

5. 受益者負担の算定方式

(1) 受益者負担額の算定イメージ

$\text{受益者負担額} = (\text{料金原価} - \text{控除財源}) \times \text{受益者負担割合}$

受益者負担割合が25%の場合のイメージ

費用	総費用		
	料金原価 (対象費用)	対象外費用	
財源	控除財源 (補助金 収入等)	受益者負担額 (使用料等)	公費負担額 (市税など)
	料金原価 から控除	← 25% →	← 75% →

① 料金原価

サービス提供に必要な費用のうち、料金原価の対象となる費用⁸（人件費、物件費、維持補修費、補助費、施設整備費など）。

② 控除財源

料金原価の財源となる受益者負担金以外の収入（建設や運営にかかる補助金など）。

③ 受益者負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合。公共性と収益性の基準により受益者負担割合を設定。

④ 受益者負担額

施設等を利用した方が負担する使用料等のこと。料金原価に、サービスごとの負担割合を乗じて算出。

⑤ 公費負担額

サービス提供に必要な費用の財源として、サービス利用者（受益者）の負担では賅えない部分に充当する市税などの一般財源。

(2) 料金原価の対象費用

料金原価の対象費用は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費利子、施設整備費とします。

① 人件費

⁸ 利用料金制の施設は、指定管理者が支出した費用を含みます。

ア 対象費用

報酬、給料、手当、共済費など

イ 算定方法

【人件費単価 × 職員数】

※人件費単価は、各年度における平均人件費を使用します。⁹

※職員数は、施設運営管理に要した時間の割合で按分して算出します。主催事業等の自主企画事業部分は含めないこととします。

※報酬は実額を使用します。

② 物件費

賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など施設運営管理に必要な経費

③ 維持補修費

修繕料や工事費（1千万円以上の大規模修繕を除く）で、施設運営管理に必要な経費。1千万円以上の大規模修繕は、施設整備費として算入します。

④ 補助費等

保険料、報償費、補助金、負担金など施設運営管理に必要な経費

⑤ 公債費利子

施設整備に伴い発行した市債の償還金利子

全借入期間に係る支払利子の総額を、施設の耐用年数で割った額を算入します。

⑥ 施設整備費

ア 施設整備費の対象

- 施設、設備、物品に係る費用を対象とします。

イ 施設整備費の計算方法

- 施設整備費は、減価償却の考え方で算定します。減価償却は、開始時簿価及びそれ以降の簿価ともに定額法（平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う）により算定します。
- 耐用年数及び償却率表は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従います。新地方公会計制度による耐用年数表（基本耐用年数表、建物の耐用年数表、主な物品・機械装置の耐用年数等）にも引用されています。
- 減価償却の開始年度は、取得年度の翌年度からとします。
- 減価償却費の算定上、生じた端数は1円未満を切り捨てます。
- 耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上します。

⁹ 指定管理者の人件費は、実額を算入します。

- 物品は50万円以上の取得価額のものを対象とします。
- 土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定（建設中の施設等）は減価償却を行いません。
- 寄附などにより取得した財産（受贈財産）は資産評価を行い、経過年数（耐用年数）を考慮した上で、施設整備費を算定します。
- 施設の取得費用が不明の場合は、施設白書（平成24年7月策定）に準じた方法により額を算出し、施設整備費とします。

(3) 料金原価の対象外費用

① 土地の取得費

土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため、原則として料金原価の対象外とします。ただし、新たに土地を購入して整備される駐車場やグラウンド等の、土地を主に活用する施設については、使用料相当額を算入することとします。なお、借地については他の使用料や賃借料と同様に、対象費用に算入します。

② 臨時的経費

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は¹⁰、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため、料金原価の対象外とします。

③ 受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、原則、講座等の利用者が負担するものであるため、料金原価の対象外とします。

④ 自主企画による費用および収入

企画展や主催事業などに係る費用および収入は、料金原価の対象外とします。

ただし、観光施設などで、施設の運営管理と事業実施を切り離すことができない経費や、指定管理施設において、施設を使った事業や物品販売等を企画・実施し、その収益を指定管理業務の経費に充てる場合には、その費用および収入も対象とします。

(4) 控除財源の取扱い

受益者負担金以外の収入がある場合は、次のとおり取扱います。

① 運営費補助金等

運営費など料金原価を対象として交付される補助金等は、料金原価から補助金交金（収入）額を控除するものとします。

② 整備費補助金等

¹⁰ 主に、災害復旧費や避難所開設時の経費です。

建物や備品（50万円以上）などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は、建物や備品の償却期間中、施設整備費に見合う額を料金原価から控除するものとします。

※取得価格の財源内訳が不明の場合は、取得価格又は施設整備費の1/3を補助金等として計上します。

③ その他

受益者負担金以外の収入が、料金原価の対象費用と対象外費用のどちらに充たるか明確でない場合は、按分して算出するものとします。

【例】備品の減価償却費

・取得年月：平成25年10月 ・取得価格：1,000,000円（財源：国庫補助金500,000円）（補助率1/2）、一般財源500,000円） ・耐用年数5年

年数	年度	減価償却費	収益化する補助金
1	26年度	200,000円	100,000円
2	27年度	200,000円	100,000円
3	28年度	200,000円	100,000円
4	29年度	200,000円	100,000円
5	30年度	199,999円	100,000円
合計		999,999円	500,000円

(5) 受益者負担の算定方法

① 貸室等

貸室（会議室やホール）など、一定のスペースを使用する場合の使用料は次のとおり算定します。

(a) 1 m^2 当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計

※事務所やトイレなど共用部分に要する費用についても原価として算定します。

※貸出面積の合計には共用部分は含みません。

※受益者負担割合が施設整備費とその他費用で異なる場合、別々に計算します。

(b) 1 m^2 当たりの時間原価 = 1 m^2 当たりの年間原価 ÷ 年間利用可能時間

※施設の稼働率は、原則として考慮しないこととします。¹¹

(c) 1室当たりの原価 = 1 m^2 当たりの時間原価 × 1室面積 × 利用時間

(d) 1室当たりの使用料(計算値) = 1室当たりの原価 × 受益者負担割合(円単位未満四捨五入)

(e) 1室当たりの使用料 = 1室当たりの使用料(計算値) × 消費税(十円未満四捨五入)

¹¹ 稼働率が悪いのは施設管理者の責任という考えです。

経過措置を適用する場合は、消費税を乗じる前の「1室当たりの使用料(計算値)」に1/2を乗じる(円単位未満切り捨て)。

【例】施設の会議室を3時間利用する場合の使用料

	講堂	会議室	事務室	共用部	合計
床面積	400 m ²	200 m ²	50 m ²	150 m ²	800 m ²

- ・年間原価：10,000,000円 ・控除財源：5,000,000円
 - ・年間開館時間：4,380時間 ・受益者負担割合：50%
 - ・貸出面積合計＝講堂(400 m²)＋会議室(200 m²)＝600 m²
- (a) 1 m²当たりの年間原価 = (10,000,000 - 5,000,000) ÷ 600 m²
 $\doteq 8,333.3$ 円
- (b) 1 m²当たりの時間原価 = 8,333.3円 ÷ 4,380時間 $\doteq 1.90$ 円
- (c) 1室当たりの原価 = 1.90 × 200 m² × 3時間 = 1,140円
- (d) 1室当たりの使用料(計算値) = 1,140円 × 50% = 570円
- (e) 1室当たりの使用料(計算値) 経過措置反映 = 570円 × 1/2 = 285円
 1室当たりの使用料 = 285円 × 1.08 = 307.8円 $\doteq 310$ 円

② 個人利用施設等

個人でプールなどの施設を利用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

- (a) 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数
 ※年間利用者数は過去3ヵ年の平均としますが、利用者数に変動がある施設は、施設ごとに判断するものとします。
- (b) 1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 受益者負担割合 × 消費税
 (十円未満四捨五入)

【例】プールの使用料

- ・年間原価：10,000,000円 ・控除財源：0円
 - ・年間利用者数：50,000人 ・受益者負担割合：75%
- (a) 1人当たりの原価 = 10,000,000円 ÷ 50,000人 = 200円
- (b) 1人当たりの使用料 = 200円 × 75% × 1.08 $\doteq 160$ 円

③ 手数料

1分当たりの人件費に処理時間をかけたものと、事務費を年間処理件数で除したものを合算して、1件当たりのコストを算出します。¹²

- (a) 1件当たりの原価 = 1分当たりの人件費 × 平均処理時間
 + (物件費＋施設整備費) ÷ 年間処理件数

¹² 1件当たりのコストは、窓口等の総コストを基に算出すべきとの意見もあります。
 窓口職員の待機時間は税負担という考えで、処理時間を基礎としています。

※年間処理件数は過去3ヵ年の平均としますが、変動がある手数料については、種別ごとに判断するものとします。

(b) 1人当たりの手数料 = 1件当たりの原価 × 受益者負担割合 (十円未満四捨五入)

※1 平均処理時間は、業務内容を次の4段階に区分し、それぞれの業務に係る時間を合算したものを「平均処理時間」とします。

受付	受付、審査、台帳記入、聴取、入力等
調査	現場調査、審査、照会等
処理	起案、入力、証明書等作成等
交付	通知、交付、手数料徴収等

※2 機器の減価償却費は、サービス提供のために購入した備品や機器の費用について、原則算入します。通常業務で使われる備品や機器などを利用してサービスを提供している場合(サービス提供のための特別の機器を用意していない場合など)は、算入対象外とします。

※3 住民票や税証明発行事務など、大規模なシステムで運用している事務に係るコストについては、システム本体以外の、クライアント端末やプリンタ等の機器に係る運用経費を対象とし、システム本体の運用は、行政が本来行うべき業務であることから、コストに含めない¹³こととします。

6. 受益者負担の負担割合

(1) 公の施設の利用料等(使用料)

サービスの性質による分類と受益者負担割合の設定については、施設のグループ毎を基本に、「公的関与の基準」と「収益性」の有無の視点で分類を行い、フローチャートにのせて点数化して判断¹⁴します。

具体的には、「公的関与の基準」については、「法的義務」「共同消費性・非排除性」「費用逡減・外部性」「行政関与」「市場性」の5項目、「収益性」については、「受益者の特定」「費用逡減」「収益性」の3項目を指標とします。

受益者負担割合については、フローチャートの点数を基に、図2のとおりとします。

(2) 公の役務の提供(手数料)

公の役務の提供(手数料を対価とするもの)は、特定の方が利益を受けることが明らかであることから、受益者負担割合は、原則100%とします。

証明書交付手数料、閲覧手数料などが対象です。

¹³ 住民記録情報の管理は市の義務であるため、システム本体のコストは含めていません。

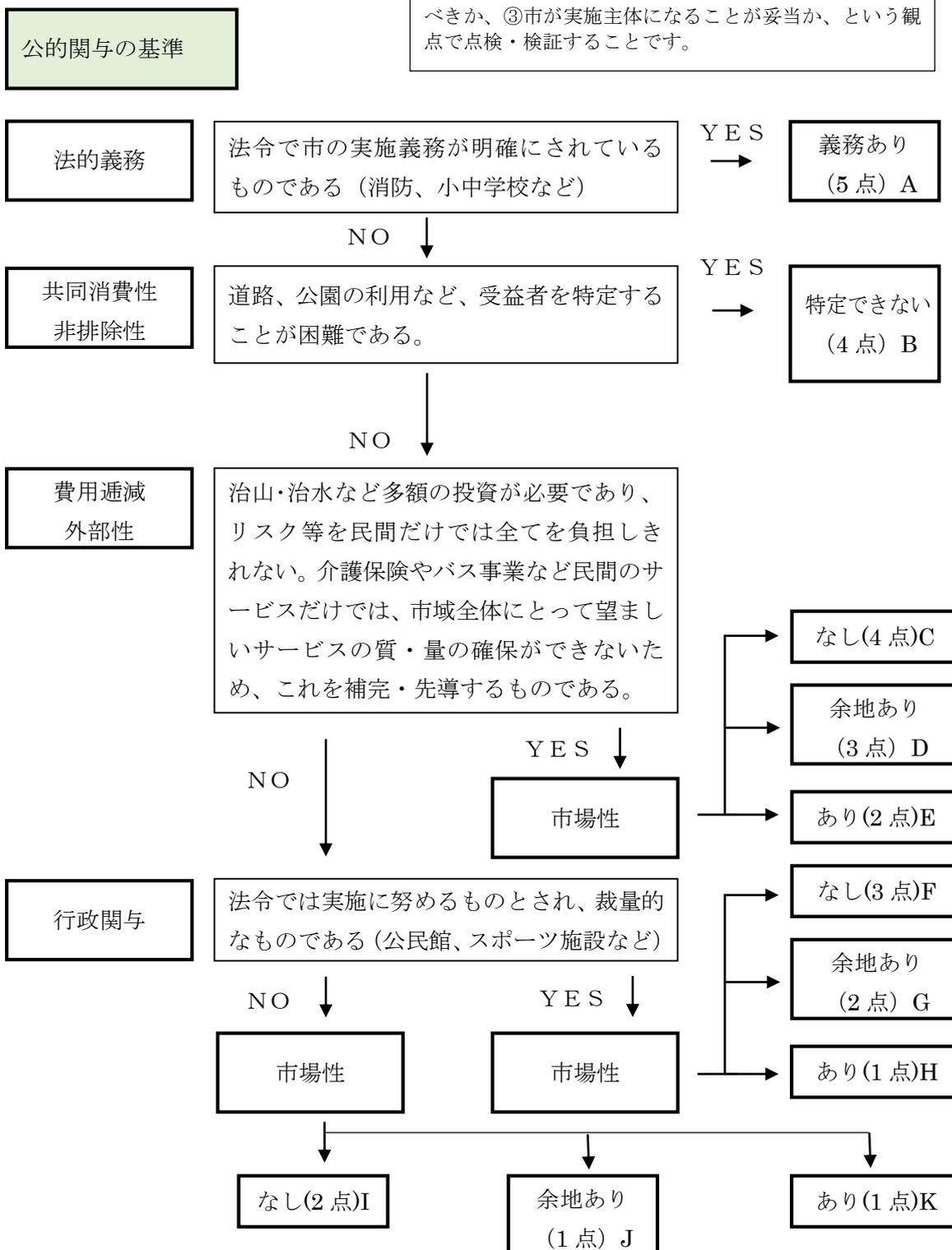
¹⁴ 恣意性を低くするため、点数化して判断します。

(3) その他の実費負担金

規則に基づく実費負担、条例・規則に基づかない各種資料等の販売や物品等の貸与料金については、特定の方が利益を受けることが明らかであることから、受益者負担割合は、原則100%とします。

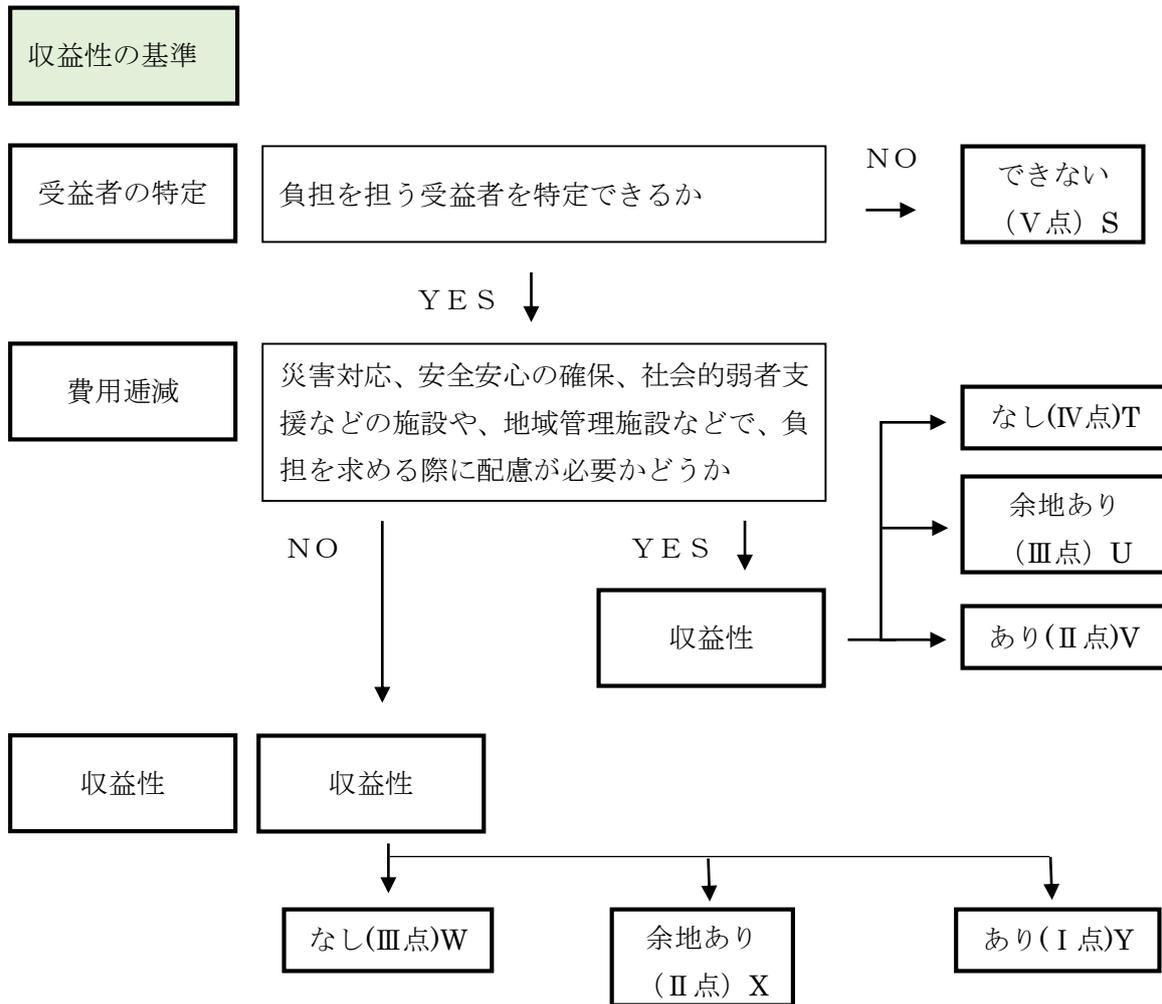
公的関与^{*}と収益性の判断基準

※公的関与の判断とは、現在市が行っている施策・事務事業について、①公共性が認められるか、②市が関与すべきか、③市が実施主体になることが妥当か、という観点で点検・検証することです。



「市場性」は、類似のサービスが民間で存在するかどうかで分類します。

「余地あり」は、市場原理では想定されにくいですが、可能性があるかどうかで分類します。



「収益性」とは、収益により事業が継続できるかどうかということであり、「余地あり」とは他市には事例があるが当市では対象者が少なく、事業として成り立たない場合や、一部補助があれば継続実施可能な場合をいい、「なし」は収益が望めず、民間参入がない場合をいいます。

図2 受益者負担割合の考え方

大 ↑ 収益性 ↓ 小	I	100%			施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入	施設整備費 100%算入
	II	75%			施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入	施設整備費 75%算入
	III	50%			施設整備費 25%算入	施設整備費 50%算入	施設整備費 50%算入
	IV	25%					
	V	0%	全額税負担				
			5	4	3	2	1
			大 ←		公的関与		→ 小

収益性の点数による受益者負担割合の基本的な考え方

- 施設整備費以外の費用について、点数により0～100%の負担割合を設定します。
- I：全額受益者負担 II：一部税負担 III：受益者と税で負担を折半 IV：一部受益者負担 V：全額税負担

公的関与の点数による受益者負担割合の基本的な考え方

- 施設整備費（公債費利子¹⁵および施設整備費）は、利用の有無とは直接連動しない固定的な費用です。市の設置すべき義務や責任を重く見て、公的関与が大きい部分、収益性が小さい部分は、税で負担すべき範囲を広くとらえ、受益者負担を限定しています。
- 公的関与が最も小さく、収益性が大きい施設(点数が1・I)については、施設整備費を100%算入します。民間でも類似サービスが提供され市場性があるものなど、サービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるため、全額受益者負担をお願いします。
- 施設整備費を75%算入する部分については、サービスの効果・利益が主として個人に留まるものや特定の利用者に限られるが、点数が1点（1・I）のサービスと比べ一部に市民や社会全体にも効果・利益が及ぶため、一部税負担するという考え方です。
- 施設整備費を50%算入する部分については、社会教育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスで、市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶ反面、利用者が限定されるものや利用者個人にサービスの効果・利益が留まる部分も多く、公益・

¹⁵ 公債費利子も施設整備費と同じ負担率で算入します。

私益の両方の性質を併せ持つため、受益者と税で負担を折半します。

- 公的関与と収益性の点数がともに3点（3・Ⅲ）となる部分は、施設整備費を25%算入します。公的関与又は収益性の点数が2点（2又はⅡ）となる位置よりも市の設置すべき義務・責任は重いととらえ、税により負担すべき範囲を広くしています。
- 上記以外の部分については、公的関与が大きいもの又は、収益性が小さいものであるため、施設整備費については全額税で負担します。

7. 減免規定の見直し

減額・免除制度は、障がい者などの社会的弱者や教育の振興といった政策的配慮から実施するものであり、受益と負担の公平性の観点から、減額などの軽減措置については必要最小限度とする必要があります。

このことから、減額・免除の取扱いについて次のとおり共通基準を設定します。施設の設置目的などから、減額・免除を各施設で設定する場合は、必要最小限のものであることを十分考慮して設定することとします。また、減額・免除制度の適用に当たっては、対象者であることの確認を行う必要があります。

なお、減額・免除制度は、サービス利用の都度決定することが好ましいですが、事務経費軽減の観点から、減額・免除制度適用後の料金設定¹⁶を行うことも可能とします。

(1) 使用料の共通基準

① 市が施設を使用する場合

市（議会、行政委員会等を含む。）が施設を使用する場合、使用料の減額・免除は行いません¹⁷。なお、施設の管理運営団体（指定管理者など）が当該施設を公共目的で使用する場合¹⁸や、災害等の緊急時は免除できるものとします。

② 市が共催・後援する場合

市が各種団体¹⁹等と共催で事業等を実施・後援する場合には、共催や後援の事実のみで減額や減免は行いません。

③ 他の官公署の利用、公共的団体等が利用する場合

減額や免除は行いません。ただし次に該当する場合は、減額や免除を行うことができるものとします。

- ・他団体と相互利用ができる協定等を締結したサービス

¹⁶ 条例や規則等であらかじめ減免後の料金を規定しておくことです。

¹⁷ 庁舎などの使用料が無料施設を、行政目的で利用する場合は無料です。

¹⁸ 指定管理者が施設の設置目的の達成に寄与する内容の事業等を企画提案し、あらかじめ市の承認を得た上で実施する場合や、直営施設において施設管理者が主催講座等を実施する場合は該当します。

¹⁹ 社団法人、財団法人、社会福祉法人などです。

- ・民生委員や児童委員、地区自治協議会、地縁による団体²⁰等が、地域社会の維持及び形成に資する活動を行うことを目的で利用する場合。

④ その他

高齢者や障がい者、子どもなどを減額・免除の対象とすることができるものとします。対象要件は次の区分を原則とします。なお、団体利用の場合は、構成員の半数以上の方（市民）が対象要件に該当した場合²¹、減額・免除の対象とします。

区分	対象要件
高齢者	75歳以上の市民
障がい者	障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている市民
子ども	中学生以下の市民

減額率の定義

利用者と未利用者間における負担の公平性を確保するうえで、利用者が負担する分と公費で負担する分を等分することが最も理解を得やすいと考えられることから、減額率は50%とします。減額を原則とし、免除については①③の規定を基本とします。

(2) 手数料の共通基準

次の場合、手数料の全部または一部を免除できるものとします。

- ① 国又は地方公共団体の機関がその本来の業務の遂行のために必要な事項につき証明若しくは閲覧又は公簿等の謄本若しくは抄本の交付を求めた場合
- ② 生活保護等公費をもつて援助を受けるものからの請求
- ③ 天災地変に関し証明、謄本、抄本及び閲覧等を必要とする場合
- ④ 法令の規定により手数料の負担が免除となっているもの

²⁰ 自治会、町内会など町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことです。

²¹ 減免申請時に利用者名簿等を提出してもらって、確認します。

8. 受益者負担の割合及びサービスの類型（代表的な施設）

大 ↑ 収益性 ↓ 小	I	100%			施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入	施設整備費 100%算入
	II	75%			霊園 (D, X) ホール (D, X) 展示施設 (D, X)	施設整備費 50%算入	施設整備費 75%算入
	III	50%	斎場 (C, W)		公民館 (F, W) 市民活動交流プラザ (D, U) ゲートボール場 (F, W)	施設整備費 25%算入	施設整備費 50%算入
	IV	25%	福祉活動プラザ (C, T)		スピカ (F, T) 障害者体育施設 (F, T) プラネタリウム (F, T)		
	V	0%					
			5	4	3	2	1
			大	←	公的関与	→	小

() 内の記号は、公的関与と収益性の判断基準（P15～16）におけるフローチャート内の記号と対応しています。

9. 用語集

維持補修費	地方公共団体が所有する施設の効用を保全するために実施する補修に要する経費のこと。
外部性	本指針では、民間のサービスだけでは、市域全体にとって望ましいサービスの質・量の確保ができないため、これを補完・先導する事業のこと。
元利償還金	借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のこと。
企業会計	地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業会計のこと。
行政関与	市が何らかの物事に関わること。本指針では、市が提供する公共サービスの必要性（行政関与の必要性）について、法令に定めてあるかどうかを判断材料にしています。
共同消費性	消防行政による安心・安全のサービスのように一人の消費により他の人の消費が減少しない、複数の消費が可能な性質
減価償却費	<p>事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。</p> <p>減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続のことです。</p>
公債費	地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額のこと。
施設整備費	<p>公共施設の建設や改修等にかかった費用のこと。</p> <p>施設整備費は、将来世代にわたって等しく負担するという考えのもと、施設の建設費等を減価償却費の考え方をもって、使用料等の料金算入の原価の一部に算入します。</p>

人件費	職員等に支払われる勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費。委員報酬、職員給、共済組合負担金などがあります。
非排除性	道路や公園のように一人の消費が他の人の消費を排除しない性質
費用逡減	本指針では、治山・治水など多額の投資が必要であり、リスク等を民間だけでは全てを負担しきれない事業等のこと。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等のことです
使用料	行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭のことです。
手数料	地方公共団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する金銭のことです。
補助金	国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付のことです。
補助費等	補助費等とは、地方財政状況調査上の分類で、報償費のうち報償金及び賞賜金、役務費のうち保険料、負担金補助及び交付金、公課費などのことです。